

平成 16 事業年度
事業報告書

自 平成 16 年 4 月 1 日

至 平成 17 年 3 月 31 日

独立行政法人 日本学生支援機構

***** 目 次 *****

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1 . 事業等の内容	1
2 . 事業所の所在地	5
3 . 資本金の状況	5
4 . 役員の状況	5
5 . 役職員数	6
6 . 法人の沿革	6
7 . 設立根拠法	7
8 . 主務大臣	7
9 . 政策企画委員会	7
10 . 評価委員会	8

日本学生支援機構の業務実績

1 . 当該年度の事業の実施状況	9
(1) 奨学金貸与事業	
奨学金の貸与	9
奨学生の補導	10
返還金の回収	11
返還の免除	13
機関保証制度	13
寄附金	13
諸手続きの改善、効率化	13
(2) 留学生支援事業	
国際奨学関連	14
宿舍の整備	16
日本留学試験の実施	18
留学生交流推進事業	19
帰国外国人留学生に対するフォローアップ	22
留学情報の提供等	23
日本語教育の実施	25
(3) 学生生活支援事業	
研修事業	26
学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業	26

	学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配布	27
	学籍簿管理に関する調査研究	27
	心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究	27
2 .	借入金の状況	27
3 .	運営費交付金の状況	28
4 .	国庫補助金等の状況	28

別 表 1	学種別奨学金貸与状況
別 表 2	奨学金の貸与月額
別 表 3	奨学生の補導状況
別 表 4	返還金の回収状況等
別 表 5	奨学金返還免除額
別 表 6	学生生活部実施研修
別 表 7	支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況
別 表 8	借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況（実績）
〔参考〕	事業資金内訳等の推移（実績）

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 事業等の内容

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づいて設立され、「教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」を目的としている。（独立行政法人日本学生支援機構法第3条・一部略）

主な業務は、学生等への学資の貸与、留学生への学資の支給その他必要な援助、留学生寄宿舎や留学生交流の拠点となる施設の設置運営、日本留学試験の実施、日本語教育、留学生宿舎の設置者等への助成金支給、留学生交流推進のための催しや調査等の実施、大学等の学生生活支援担当教職員に対する専門的・技術的な研修や学生生活支援関連情報の収集・提供等の実施、学生等の修学環境整備の方策に関する調査研究等である。（独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項・要旨）

（1）学生等への学資の貸与

資金

機構の事業資金は、国の一般会計・財政融資資金からの借入金及び財投機関債（「日本学生支援債券」）の発行により金融市場から自己調達した資金並びに奨学生であった者からの返還金で構成されている。

奨学金の貸与

ア 奨学金の種類

奨学金には、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金とがある。

第一種奨学金は、高等学校・短期大学・大学・大学院（専門職大学院を含む。）・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、短期大学・大学・大学院・高等専門学校（4・5年）・専修学校（専門課程）の学生を対象としている。平成16事業年度より海外の大学等への留学を希望する学生についても、後述の奨学生予約採用の対象となった。

第一種奨学金は、特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与し、第二種奨学金は、第一種奨学金より緩和された基準によって選考された者に貸与する。

ただし、高等学校・専修学校高等課程の生徒への奨学金貸与については、平成17年度入学者以降は各都道府県へ事業を段階的に移管し、平成20年3月末をもって終了予定となる。

イ 奨学生の採用

学（校）長の推薦を受けた申込者について、機構が選考のうえ採否を決定する。

なお、第二種奨学金の場合は、当該学（校）長に選考を委任することとし、学（校）長

が適当と認めた者について機構が採用を決定する。

その選考においては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行い、資金計画の範囲内で採用する。

ウ 奨学生の募集及び申込

奨学生の募集は、原則として毎年春に在学する学校を通じて行うこととしている。

なお、進学前に奨学生採用候補者として募集、選考、決定し、進学後、奨学生として採用する予約採用の制度をあわせて実施している。

奨学生の補導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、学校の協力を得て奨学生の補導に努めている。

返還金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦又は月賦・半年賦併用等の割賦により、原則として郵便局又は銀行・信用金庫・労働金庫の口座から自動引落しの方法で返還金を回収する。

返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の一部又は全部の返還を願い出により免除することができる。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部を免除することができる。（平成16事業年度採用者より適用）

機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになることを目的に平成16事業年度に発足した。学生は奨学金を申し込むときに、機関保証と従来の人的保証とのいずれかを任意に選ぶことになる。

（2）留学生への学資の支給その他必要な援助

私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は日本の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生及び我が国の日本語教育機関に在籍する就学生で、学業人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対し学習奨励費を給付する。

短期留学推進制度

我が国の大学が諸外国の大学との学生交流に関する協定等に基づき行う学生の受入れ及び派遣を支援する短期留学推進制度を実施する。

受入れについては、外国の大学から短期間（1年以内）留学生を受け入れる場合、当該学生に奨学金、往復渡航旅費及び渡日一時金を支給し、派遣については、我が国の学生を短期間（1年以内）派遣する場合、当該学生に奨学金を給付する。

先導的留学生交流支援プログラム

我が国の複数の大学が留学生交流を目的として形成する連合体（コンソーシアム）が、同

じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う新たな留学生交流の形態となりうる先導的な留学生交流プログラムにより、我が国の大学から外国の大学に派遣される留学生に対して、当該派遣に係る奨学金等を給付する。

外国人留学生に対する医療費補助

外国人留学生が、日本国内の医療機関で治療を受けた場合、本人が支払った治療費（健康保険法に基づく算定）の最大80%を補助する。

文部科学省及び外国政府から委託され実施する事業その他の援助

ア 国費外国人留学生（文部科学省が選抜した留学生）への給与（奨学金）給付業務を行うほか、新規渡日する国費外国人留学生（大使館推薦）を出迎え、渡日一時金の給付、オリエンテーションの実施及び受入れ大学等へ送り出すための手配を行う。

イ 日本政府と韓国政府との共同事業として実施する日韓共同理工系学部事業において、渡日一時金及び奨学金の給付業務を行う。

ウ 文部科学省が実施する長期留学生派遣制度において、奨学金支給業務等を行う。

エ 外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口となり、募集・選考業務に協力する。

（３）施設の設置及び運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館を、また、東京に東京国際交流館を設置し、良質で低廉な宿舎を提供するとともに、在館留学生相互の交流並びに入居者、その他の学生、地域住民及びボランティア等との国際交流を深めるための事業を実施する。

各国際交流会館及び東京国際交流館にカウンセラーやレジデントアシスタントを設けて、外国人留学生等の生活上・学業上の相談に応じる。

（４）日本留学試験

外国人留学生として、我が国の大学（学部）等に入学を希望する者に対し、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施する。

（５）日本語教育

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の高等教育機関へ進学を希望する外国人留学生に対して、日本語及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施する。

（６）外国人留学生の宿舎に関する助成金の支給

良質で低廉な宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、公益法人、学校法人等が行う留学生宿舎の建設に対し、その費用の一部を負担する留学生宿舎建設奨励事業を実施する。

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するため、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間に指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に対して指定契約金を交付する留学生指定宿舎制度を実施する。

(7) 留学生交流の推進を図るための事業

留学情報センター

東京及び神戸に留学情報センターを設置し、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、情報提供及び留学相談を行うとともに、アジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に海外事務所を設置し、日本留学に関する情報提供及び留学相談等を行う。

さらに、国内外の留学希望者等を対象に、海外において日本留学説明会「日本留学フェア」を、国内において海外留学説明会「海外留学フェア」及び「外国人学生のための進学説明会」を開催する。

留学生交流推進事業

国際大学交流セミナー、留学生等合同セミナー等の交流事業を実施するほか、外国人留学生と日本人学生との交流及び留学生地域交流の支援事業を実施する。

国際交流事業等

「国際研究交流大学村」の拠点の一つとしての東京国際交流館において、国際シンポジウム、国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施する。

また、多様な知的交流の場を提供することを目的として、東京国際交流館の施設（国際交流会議場、メディアホール等）を一般の利用に供する。

帰国した外国人留学生に対する支援

我が国での留学を終え、帰国した外国人留学生及びその指導教員等に対して、帰国外国人留学生短期研究制度、帰国外国人留学生研究指導事業の実施及び専門領域の研究を進めていくために必要な専門誌・学会誌等の送付を行う。

また、帰国留学生データベースへの帰国留学生データの登録を行い、データベース整備のための検討を進める。

(8) 研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供

研修事業

大学等の学生生活支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を全国又は地域ごとに実施する。

学生生活支援関連情報の収集・提供等事業

大学等における学生生活支援の充実に資するために、各種学生生活支援に関する有益な情報・資料を収集・整理するとともに、学生支援情報データベースの構築及び出版物・ホームページ等各種メディアを通して情報の提供等を行う。

(9) 調査及び研究

学生の生活実態等に関する調査研究、精神若しくは身体に障害のある学生等への支援に関する調査研究等を実施する。

2. 事業所の所在地

本部	〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3 電話 045-924-0360~2
市谷事務所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 電話 03-3269-4261 (大代表)
駒場事務所	〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 電話 03-6407-7454 (留学生事業計画課)
落合事務所	〒161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1 電話 03-3951-9100 (学生生活計画課)
奨学事業相談センター	〒161-0034 東京都新宿区上落合1-17-1 〒460-0013 愛知県名古屋市中区上前津2-1-30上前津ビル内 〒565-0862 大阪府吹田市津雲台3-3 電話 0570-03-7240 (ナビダイヤル)
留学情報センター	〒135-8630 東京都江東区青海2-79 電話 03-5520-6111
神戸サテライト	〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8 電話 078-242-1745
日本語教育センター	〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-22-7 電話 03-3371-7265 (代表) 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13 電話 06-6774-0033
東京国際交流館	〒135-8630 東京都江東区青海2-79 電話 03-5520-6001
支部	札幌・仙台・東京・金沢・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・松山・福岡・大分の12支部
海外事務所	マレーシア(クアラルンプール)、タイ(バンコク)、インドネシア(ジャカルタ)、韓国(ソウル)の4か所

3. 資本金の状況

機構の資本金は、1億円で、国がその全額を出資している。

(単位：千円)	
平成16事業年度末	前年比増減
100,000	-

4. 役員の状況

役員の定数は、理事長1人、理事4人以内及び監事2人である。理事長並びに監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命する。

平成17年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

区 分	氏 名	任 期	略 歴
理 事 長	北原保雄	平成16年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和59年9月 筑波大学文芸・言語学系教授 平成10年4月 筑波大学長
理 事	沖吉 和祐	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成8年7月 北海道大学事務局長 平成9年11月 筑波技術短期大学副学長 平成14年1月 日本育英会理事
理 事	坂本 幸一	平成17年1月14日～ 平成19年1月13日	平成13年1月 東京大学事務局長 平成14年4月 国立国会図書館専門調査員
理 事	藤田 貢	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成10年6月 東京電力(株)本店業務管理部長 平成13年6月 東京電力(株)理事兼本店総合研修センター所長 平成14年12月 日本育英会理事
理 事	大浦 道徳	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成12年2月 日本育英会企画広報部長 平成14年4月 日本育英会総務部長 平成15年4月 日本育英会理事
監 事	安江 國浩	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成10年11月 早稲田大学理事(兼)人事部長 平成12年11月 早稲田大学常任理事 平成14年12月 日本育英会監事
監 事	中野 陽一	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	昭和49年 新和監査法人(現あずさ監査法人) 勤務 平成元年 中野公認会計士事務所開設

*平成16事業年度途中の退任者

理 事	板橋 一太	平成16年4月1日～ 平成16年11月30日	平成11年4月 東京大学事務局長 平成13年1月 日本育英会理事 平成16年4月 日本学生支援機構理事
-----	-------	---------------------------	---

5. 役職員数

定員は役員7名、常勤職員542名である。平成17年3月末現在では役員7名、常勤職員532名(常勤的非常勤職員を含む。)となっている。中期計画の終了する平成20事業年度末には常勤職員を500名まで抑制する見込みである。

6. 法人の沿革

日本育英会(昭和18年10月18日創立)の日本人学生への奨学金貸与事業や、財団法人日本国際教育協会(昭和32年3月1日創立)、財団法人内外学生センター(昭和20年7月1日創立)、財団法人国際学友会(昭和10年12月18日創立)及び財団法人関西国際学友会(昭和31年6月8日創立)の各公益法人において実施してきた留学生交流事業、並びに国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、平成16年4月1日、学生支援事業を総合的に実施する「独立行政法人日本学生支援機構」が設立された。

7. 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づいて設立された独立行政法人である。

8. 主務大臣

機構は、文部科学大臣が所管する。文部科学大臣は、理事長並びに監事の任命権をもつほか、中期目標を定め、さらに中期計画の認可、財務諸表の承認、業務方法書の制定改廃の認可等を行う。

なお、文部科学大臣が上記の承認、認可を行う場合、一定の事項については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

9. 政策企画委員会

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言するため、機構に政策企画委員会を置いている。委員は理事長が委嘱し、任期は委嘱した理事長の任期の終期を限度とする。

平成16事業年度の開催状況は次のとおりである。

第1回政策企画委員会

期 日： 平成16年11月2日（火）

場 所： アルカディア市ヶ谷

議 題： （1）学生支援をめぐる諸課題
（2）その他

第2回政策企画委員会

期 日： 平成17年2月3日（木）

場 所： グランドヒル市ヶ谷

議 題： （1）学資金貸与事業について
（2）留学生事業について
（3）その他

平成17年3月31日現在の委員（任期：平成18年3月31日まで）は、次のとおりである。

アグネス・チャン（歌手・教育学博士）

荻野 アンナ （慶應義塾大学文学部教授）

小林 陽太郎 （富士ゼロックス株式会社取締役会長）

柴崎 信三 （株式会社日本経済新聞社論説委員兼編集委員）

鈴木 正人 （社団法人日本経済団体連合会常務理事）

曾野 綾子 （日本財団会長）

長田 豊臣 （立命館大学長）

中津井 泉 （株式会社リクルート「カレッジマネジメント」編集長）

福田 誠 （社団法人全国地方銀行協会副会長・専務理事）

松尾 稔 （社団法人国立大学協会専務理事）

牟田 泰三 （広島大学長）

矢野 眞和 (東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授)

(50音順・敬称略)

10. 評価委員会

機構の管理運営に関する事並びに独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に定められた業務の実績について必要な評価を行うため、評価委員会規程に基づき、評価委員会を置いている。

平成16事業年度の開催状況は次のとおりである。

平成16年度評価委員会(第1回)

期 日: 平成16年10月8日(火)

場 所: 日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

議 題: (1) 独立行政法人日本学生支援機構の現状について
(2) 文部科学省独立行政法人評価委員会について
(3) 評価フォーマットについて
(4) その他

平成17年3月31日現在の委員(任期:平成18年3月31日まで)は、次のとおりである。

蟻川 芳子 (日本女子大学理学部教授)

石川 正興 (早稲田大学法学部教授)

白井 淳一 (社団法人しんきん保証基金専務理事)

平野 眞一 (国立大学法人名古屋大学総長)

松本 香 (公認会計士・税理士)

渡辺 三枝子 (国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)

(50音順・敬称略)

日本学生支援機構の業務実績

1. 当該年度の事業の実施状況

(1) 奨学金貸与事業

奨学金の貸与

ア 貸与実績

(ア) 平成16事業年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせて貸与人員93万8千人、貸与金額6,842億7,951万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員93万1千人、貸与金額6,599億2,783万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は35万1千人で、第一種奨学金は14万9千人(42.5%)、第二種奨学金は20万2千人(57.5%)である。

区 分	平成14事業年度		平成15事業年度		平成16事業年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸与人員	人	人	人	人	人	人
	(49.1%)	(48.5%)	(48.6%)	(47.6%)	(45.3%)	(44.9%)
	379,506	384,527	407,561	411,339	425,063	418,465
第二種奨学金	(50.9%)	(51.5%)	(51.4%)	(52.4%)	(54.7%)	(55.1%)
	393,426	407,893	430,625	452,342	512,438	512,727
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
計	772,932	792,420	838,186	863,681	937,501	931,192
貸与金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	(42.6%)	(42.4%)	(41.1%)	(41.0%)	(36.9%)	(37.7%)
	223,756,274	221,508,737	240,770,150	238,604,311	252,693,202	248,757,430
第二種奨学金	(57.4%)	(57.6%)	(58.9%)	(59.0%)	(63.1%)	(62.3%)
	301,088,222	301,002,797	345,444,186	344,065,828	431,586,307	411,170,403
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
計	524,844,496	522,511,534	586,214,336	582,670,139	684,279,509	659,927,833

(注) 1. 各欄上段()内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。

2. 平成14・15事業年度は日本育英会で実施した。

平成16事業年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表1「学種別奨学金貸与状況」及び別表2「奨学金の貸与月額」のとおりである。

(イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金採用候補者(14万2千人、うち第一種奨学金5万1千人、第二種奨学金9万1千人)として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は9万4千人(第一種奨学金4万人、第二種奨学金5万4千人)であった。

(ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は6千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は3千人であった。

(エ) 第一種奨学金については、新潟県中越地震の影響による緊急採用希望者の増加に対応するため、補正予算において、事業費22億4,675万円が追加計上された。

(オ) 平成15事業年度より、入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に30万円を増額して貸与する制度(入学時特別増額貸与奨学金)が第二種奨学金において創設され、平成16事業年度より第一種奨学金申込者も申請可能になった。平成16事業年度は予算規模5万人、150億円に対し、採用実績3万2千人、95億円となった。

イ 事業費の財源

平成16事業年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨 学 金 の 財 源 (単位：千円)

区 分		平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(42.9%) 95,093,630	(39.8%) 95,026,992	(40.7%) 101,284,186
	貸付回収金充当	(57.1%) 126,415,107	(60.2%) 143,577,319	(59.3%) 147,473,244
	計	(100.0%) 221,508,737	(100.0%) 238,604,311	(100.0%) 248,757,430
第二種奨学金	財政融資資金	(75.7%) 227,800,000	(66.2%) 227,600,000	(74.6%) 306,700,000
	日本学生支援債券	(18.6%) 56,000,000	(17.7%) 61,000,000	(18.5%) 76,000,000
	貸付回収金充当	(5.7%) 17,202,797	(16.1%) 55,465,828	(6.9%) 28,470,403
	計	(100.0%) 301,002,797	(100.0%) 344,065,828	(100.0%) 411,170,403
合 計		522,511,534	582,670,139	659,927,833

(注)1.各欄上段()内は第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。

2.平成14・15事業年度は日本育英会で実施した。

奨学生の補導

ア 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、各学校において、奨学生から「奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施し、その結果を「適格認定報告」として機構に報告することとしている。

機構は、適格性に問題がある者について、規定に従い、廃止、停止、警告(高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。)又は激励の処置を行うこととしている。

(参考)平成16事業年度の適格認定の実施状況

平成16事業年度実績(901,355件中)	
奨学金廃止(留年者等)	3,882件(0.4%)
奨学金停止(学業成績不振者等)	8,437件(0.9%)
警告(学習評価が著しく劣る者等)	8,232件(0.9%)
激励(学習評価が劣る者)	20,047件(2.2%)
合計	40,598件(4.5%)

なお、従前の受領資格確認制度（平成11事業年度以前採用の第一種奨学生、平成10事業年度以前採用の第二種奨学生）における処置件数1,721件を含む奨学生の補導状況に関しては、別表3「奨学生の補導状況」のとおりである。

イ 寄附金事業

機構では、寄附金を基に、以下の事業を実施している。

・「奨学生の集い」の開催

育英友の会との共催等により、夏休み期間を利用して奨学生に教育研究交流活動を行う場を提供し、高等学校から大学院までの異なった学種・世代が相互に親交を深め、研修等を行うことを目的に実施している。

平成16事業年度は、夏季休業期間中に「奨学生の集い」を全国6ヶ所において共催で開催し、303名の奨学生が参加した。

ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、全奨学生に対する機関紙「学生支援」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法を掲載したホームページを開設している。

また、機構発足に伴い、奨学金の貸与や返還に関する相談に対応する部署として東京・名古屋・大阪の3地区に奨学事業相談センターを設置し、全国共通のナビダイヤルを設けた。

返還金の回収

ア 返還及び貸与債権の状況

(ア) 平成16事業年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表4-1「1 返還及び貸与債権の状況」のとおりである。

平成16事業年度の返還状況については、平成17年3月末現在、返還を要する人員173万2千人のうち24万9千人(14.4%)が返還の履行を怠り、その結果、返還すべき金額2,297億円のうち507億円(22.1%)は未返還となっている。

(イ) 平成16事業年度の貸与債権の状況については、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせた貸与金残高3兆7,997億円で、このうち返還を要する債権額は2兆2,568億円となっている。

一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される3月以上の延滞債権額は1,787億円、6月以上の延滞債権額に限っても1,269億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も3月以上が7.9%、6月以上が5.6%に達している。

要返還債権のうち延滞債権の占める割合が平成16事業年度においては、人員で13.5%、金額で11.7%となっており、平成15事業年度と比較して、ともに0.5ポイントずつ増加している。

イ 回収の方法

(ア) 返還金は、口座振替（以下「リレー口座」という。）及び払込通知書による請求の方法により回収している。

リレー口座は、返還業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成7年に制度が導入された。平成16事業年度におけるリレー口座加入状況は、別表4-2「リレー口座加入状況」のとおりである。平成16事業年度末現在の加入者数は138万5千人で、加入率は加入対象者177万9千人の77.9%（新規卒業者は94.5%）に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。

口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約5.7%程度の振替不能が発生している。

一方、払込通知書については、無延滞の者（30万4千人）を対象とし、本人が指定する期日に送付して返還金の回収を行っている。

(イ) 延滞者（24万9千人）については、本人宛に払込通知書及び督促状を延べ85万件、連帯保証人及び保証人に対しても払込通知書や延滞解消を促す文書を18万5千件送付した。そのうち、リレー口座振替不能者に対しては、延滞3月目に連帯保証人、延滞5月目に保証人に延滞解消を促す文書や督促架電を実施し、請求の早期化を図った。

(ウ) 督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者462件に対して「支払督促申立予告」を実施した。また、208件に対しては「支払督促申立」を行い、60件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得した者のうち5件に対しては「強制執行予告」を行い、2件に対し「強制執行申立」を行い、1件に対し「強制執行」を実施した。

ウ 返還促進のための措置

(ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付（7月、9万548件）、新たに連帯保証人へ加入督促通知の送付（8月、9万503件）及び未加入者に対する加入督促架電（9月、4万996件）を実施した。

(イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、振込不能1～6回目の者に対する督促架電（4月から3月まで、延べ67万4,354件）を夜間（午後5時～9時）及び休日を中心に実施した。

(ウ) 払込通知書による返還者に対しても、短期延滞者を中心に督促架電を実施した。
（6・9・12・3月、5万6,638件）

(エ) リレー口座加入者のうち、長期振替不能者に対する督促架電を実施した。
（6・9・12・3月、12万1,534件）

(オ) リレー口座未加入延滞者（未入金者）に対し、新たに外部委託により加入及び督促架電を実施した。（6・12・2・3月、6万9,327件）

(カ) 架電督促の実効性を高めるため、電話番号の有効・無効の判断を行うための調査を実施した。（3月、43万2,791件）

(キ) 学（校）長（高等学校及び専修学校高等課程を除く全ての学校）宛に延滞防止依頼文書を発送し、新規卒業者を対象に学校長名の文書の発送を依頼した。また、住所不

明者に対する住所調査（15万2,671件）などを実施した。

返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができる。なお、大学院奨学生を対象とした、教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は平成16事業年度以降の採用者から廃止となった。

これらの理由により、平成16事業年度において返還を免除した額は、第一種奨学金72億5,534万円、第二種奨学金3億6,475万円、計76億2,009万円であった。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が免除される制度が発足した。（平成16事業年度採用者より適用）

返還免除の状況は、別表5「奨学金返還免除額」のとおりである。

機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすることを目的に、平成16事業年度から機関保証制度を創設した。

学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人・保証人を立てる人的保証制度か、一定の保証料を保証機関に支払うことで保証機関の保証が得られる機関保証制度のどちらかを選択する。加入は任意で、どちらを選択するかは学生の自主的判断による。奨学生が指定期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、保証機関が奨学生に代わって残った奨学金の額を一括返済し、その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済の請求を行う。

平成16事業年度の本制度への加入状況は下表のとおりである。

	機関保証加入者数（件）…… A	新規貸与人数（件）…… B	A / B （%）
第一種奨学金	8,812	107,827	8.17
第二種奨学金	20,382	213,986	9.52
計	29,194	321,813	9.07

寄附金

奨学生であった方や一般の篤志家等から機構に寄附された金額は、平成16事業年度は3,321万円であった。

この寄附金で、平成16事業年度は、「奨学生の集い」を開催した。現在、それ以外の新たな寄附金事業について実施要項を策定中である。

なお、機構への寄附金は、個人・法人ともに税制上の優遇措置が認められている。

諸手続きの改善、効率化

平成14事業年度より情報総合管理システム「イクシス」を稼働させ、大学等・奨学生・返

還者等に対するサービス向上、業務処理の効率化及び事務の適切かつ円滑な処理の実現を図っている。このシステムのうち、インターネットによる奨学金の申込みを「スカラネット」と称している。

スカラネットの利用促進について、平成16年10月に不参加校への利用促進を図った。スカラネットの利用状況については、次の表のとおりである。

	参加学校数						対象学校数	参加率
	大学	大学院	短大	高専	専修	合計		
平成14事業年度	564	388	402	58	1,477	2,899	3,891	74.2%
平成15事業年度	662	474	467	62	1,440	3,105	3,920	79.2%
平成16事業年度	692	510	453	63	1,692	3,410	4,094	83.3%

(注)平成14・15事業年度は日本育英会で実施した。

(2) 留学生支援事業

国際奨学関連

ア 私費外国人留学生学習奨励費の給付

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生又は財団法人日本語教育振興協会が認定する日本語教育機関に在籍する就学生で、学業人物ともに優れ、かつ経済的理由により就学が困難である者に対して、大学院レベルでは月額73,000円、学部レベルでは月額52,000円の学習奨励費を給付した。

(注)学部レベルには、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育施設を含む。

(参考)過去3年間の受給者数等の推移

	学習奨励費受給者数	
	平成14事業年度	大学院レベル
	学部レベル	8,312人
平成15事業年度	大学院レベル	3,760人
	学部レベル	9,242人
平成16事業年度	大学院レベル	3,537人
	学部レベル	8,779人

(注)平成14・15事業年度は文部科学省で実施した。

イ 短期留学推進制度の実施

我が国と諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上

に資するとともに、各国との相互理解を増進することを目的として、短期留学推進制度による学生の受入れ及び派遣を行った。

受入れについては、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学から短期間（3か月以上1年以内）留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、往復渡航費、渡日一時金25,000円、奨学金月額80,000円を支給した。

派遣については、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学へ短期間（3か月以上1年以内）学生を派遣する場合に、当該留学生に対して、奨学金月額80,000円を支給した。

（参考）過去3年間の支給人数推移

	受入れ	派遣
平成14事業年度	1,760人	658人
平成15事業年度	2,092人	629人
平成16事業年度	1,927人	624人

（注）平成14・15事業年度は財団法人日本国際教育協会で実施した。

ウ 先導的留学生交流支援プログラム支援事業

我が国の複数の大学の連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う先導的な留学生交流プログラムにより我が国の大学から海外の大学に派遣される学生に係る経費の一部を支援する事業として、海外の大学に派遣される学生に対して給付金及び旅費を支給した。

平成16事業年度は下記のプログラムに支援を行った。

日本のコンソーシアムを形成する大学	海外のコンソーシアムを形成する大学	プログラム名	参加人数
東京大学 他2大学	ラヴィレット建築大学 他3大学	建築と都市化における学生交流のための国際プログラム	20人
東京農工大学 他30大学	グルノーブル第1大学 他53大学	日仏共同博士課程	28人
京都教育大学 他5大学	スアンスナンタ地域総合大学 他3大学	体験型国際理解教育・開発教育手法の共同開発と応用に向けて	15人
東京大学 他3大学	デルフト工科大学 他3大学	メカトロニクスにおける設計及び生産に関する学生の国際交流計画	16人

エ 医療費の補助

外国人留学生が日本国内の保健医療機関等で疾病又は負傷等で診療を受け、医療費を支払った場合に、その医療費の自己負担分（健康保険法に基づく算定）の最大80%を補助するこ

とにより、外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的とした外国人留学生医療費補助制度を実施した。

平成16事業年度の補助件数は49,256件、1件当たりの平均補助額は約7,170円であった。

オ 国費外国人留学生への給与（奨学金）給付及び修学援助

国費外国人留学生に対する給与（奨学金）給付、招致及び帰国旅費の支給、教育費の支払い業務を行った。

また、新規に渡日した国費外国人留学生（日韓共同理工系学部留学生を除く。）2,640人に対して渡日一時金として25,000円を支給するとともに、大使館推薦による国費外国人留学生については、新東京国際空港及び関西国際空港等において出迎え、オリエンテーションを実施し、受入れ大学等へ赴くまでの手配を行った。

カ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金給付等

韓国の企業・研究所等における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、次世代を担う前途有為な学生を我が国の理工系大学に招致し、最先端技術・知識を習得させる文部科学省と大韓民国教育部との共同事業に協力し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行った。

平成16事業年度においては、平成16年10月に渡日した韓国人留学生99人（うち、韓国政府負担留学生49人）に対して、渡日一時金、入学金、入学検定料及び奨学金を支給するとともに、平成12事業年度から平成15事業年度までの渡日者419人（うち、韓国政府負担留学生210人）に対して、奨学金の給付及び授業料の支払い業務を行った。

キ 長期留学生派遣制度による派遣留学生への奨学金給付

国際的に指導的立場で活躍できる人材を育成し、国際競争力の維持や国際社会への貢献等を図ることを目的に、大学の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等高等教育機関に留学させ、その専門分野における学位取得・研究を行わせる文部科学省の長期留学生派遣制度に協力し、30人に対して奨学金支給業務等を行った。

宿舎の整備

ア 国際交流会館等の設置・運営

学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他学生生活を支援するとともに、入居学生その他の学生と地域住民等との交流事業等を実施することにより、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的とする施設として、札幌（50室）、仙台第一（57室）、仙台第二（79室）、東京（282室）、駒場（314室）、祖師谷（362室）、金沢（49室）、京都（80室）、大阪第一（259室）、大阪第二（40室）、兵庫（197室）、広島（41室）、福岡（54室）及び大分（204室）の計14の国際交流会館並びに東京と大阪の各日本語教育センター留学生寮（東京149室、大阪54室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生を入居させた。

各会館においては、カウンセラー及びレジデントアシスタントを配置し、在館生が抱えている諸問題に対し指導・助言を行うとともに、在館する留学生の交流親睦を図るための各種

行事（文化祭等）を実施した。

また、国際交流会館のうち、仙台第一国際交流会館、仙台第二国際交流会館、東京国際交流会館、駒場国際交流会館、京都国際交流会館、大阪第一国際交流会館、兵庫国際交流会館、福岡国際交流会館について、緊急性及び安全性等の観点に基づき、屋上防水工事等の修繕を実施した。

イ 東京国際交流館の設置・運営

21世紀の知的国際交流拠点として、国内外の優秀な学生や研究者に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生、研究者等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする施設として東京国際交流館の運営を行った。

留学生・研究者用宿舎として796室を管理・運営するとともに、カウンセラー及びレジデントアシスタントを配置し、居住者の相談に応じた。

また、知的交流センターとしての「プラザ平成」において、平成16事業年度には、次に掲げる国際シンポジウム及び国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施するとともに、国際交流会議場やメディアホール等の施設を一般の利用に供した。

事業の種類	テーマ	開催月日	参加者数
国際シンポジウム (大阪外国語大学と共催)	欧州における日本語 日本文化教育の展望	平成17年3月5日～6日	484名
国際交流フェスティバル	お台場で「世界」を たべよう	平成16年11月20日～21日	2,398名

ウ 留学生宿舎建設奨励事業の実施

地方公共団体、学校法人、公益法人等が行う留学生宿舎の建設・改修・取得に対し、建設等に必要経費の一部を負担することにより、低廉な家賃で良質な宿舎の建設等を奨励し留学生宿舎の確保を促進することを目的とする留学生宿舎建設奨励事業を実施した。

平成16事業年度は、財団法人大学セミナー・ハウスが建設する留学生宿舎（25室）に対して、計3,315万8千円を交付した。

エ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間で2年間の指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に対して指定契約金を交付した。

また、この指定宿舎に大学間交流協定等に基づく短期留学生が入居する場合は、権利金を不要とすることを条件に、家主に指定契約金に加えて協力金を支払った。

平成16事業年度における指定契約金の額は、単身用が80,000円、世帯用が130,000円、入居協力金は短期用が50,000円であり、指定宿舎契約件数は、全国で1,000件（単身用835件・

世帯用89件・短期単身用76件)であった(現在の確保件数は、2,065件)。

オ 宿舍費の補助

平成12年4月1日より前に新規渡日した国費外国人留学生のうち、家賃月額32,000円以上の民間宿舎に入居している者に対して、大都市で月額12,000円以内、その他の地域で月額9,000円以内の宿舍費の補助を行った。平成16事業年度の対象者数は、355人であった。

日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施した。

平成16年事業年度においては、第1回を平成16年6月20日(日)に、第2回を11月14日(日)(インドネシア、シンガポール及びマレーシアについては11月7日(日))に実施し、実施状況は次のとおりであった。

ア 実施会場

国内：北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県(第1回)、福井県(第2回)、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県(第1回)、広島県(第2回)、福岡県、沖縄県

国外：インドネシア(ジャカルタ及びスラバヤ)、韓国(ソウル及びプサン)、シンガポール、タイ(バンコク)、台湾(台北)、フィリピン(マニラ)、ベトナム(ハノイ及びホーチミン)、マレーシア(クアラルンプール)、ミャンマー(ヤンゴン)、モンゴル(ウランバートル)、ロシア(ウラジオストク：第2回)

イ 応募者数・受験者数

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	16,813人	2,933人	19,746人
	第2回	25,083人	1,707人	26,790人
受験者数	第1回	15,691人	2,268人	17,959人
	第2回	21,641人	1,297人	22,938人

また、海外における実施国・都市数の拡大を図るため、平成16事業年度において、インド(ニューデリー)において試行試験を行った。

(参考) 過去3年間の受験者数推移

		国内	国外	合計
平成14事業年度	第1回	7,123人	532人	7,655人
	第2回	17,566人	900人	18,466人
平成15事業年度	第1回	11,633人	1,901人	13,534人
	第2回	20,270人	1,307人	21,577人
平成16事業年度	第1回	15,691人	2,268人	17,959人
	第2回	21,641人	1,297人	22,938人

(注) 平成14・15事業年度は財団法人日本国際教育協会で実施した。

留学生交流推進事業

ア 国際大学交流セミナーの実施

我が国の大学と海外の大学との間の国際交流促進のため、アジア地域の大学から学生と引率の教員を招き、大学との共催により専門的な分野について意見の交換を行うためのセミナーを実施した。

平成16事業年度は次の7件のセミナーを実施した。

実施大学名	期 間
東北大学×キングモンクット工科大学ラカバン校(タイ)	平成16年 10月25日～11月5日
北陸先端科学技術大学院大学×ベトナム国立自然科学技術センター、ハノイ理科大学、ハノイ工科大学(ベトナム)	平成16年 9月1日～9月13日
京都教育大学×スアンスナンタ地域総合大学(タイ)	平成16年 11月16日～11月24日
高知大学×佳木斯大学(中国)	平成16年 10月25日～11月5日
佐賀大学×ハルビン工業大学(中国)	平成16年 11月15日～11月25日
國學院大學×南開大学(中国)	平成16年 11月21日～12月4日
日本大学×国立中興大学(台湾)	平成16年 6月21日～7月4日

上記のほか、財団法人みずほ国際交流奨学財団との共催により、次の2件のセミナーを実施した。

実施大学名	期 間
愛媛大学×南ソウル大学校、全州大学校、韓瑞大学校、光州大学校(韓国)	平成16年 12月5日～12月17日
大分大学×深セン大学(中国)、南ソウル大学校(韓国)、チェンマイ大学(タイ)	平成16年 8月8日～8月15日

イ 国際医療技術学生合同セミナーの実施

財団法人国際医療技術交流財団との共催で、国際保健医療協力事業に参加する人材の養成確保のため、我が国の高等教育機関で保健医療を専攻する日本人学生と外国人学生を対象に、講演・講義、グループ討議、パネルディスカッション等を内容とした合同セミナーを実施した。

平成16事業年度は、平成16年8月9日から8月11日までの間、メルパルク長野で実施し、35人の参加者を得た。

ウ 留学生等合同セミナーの実施

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施した。

平成16事業年度については、次の2都市にて開催した。

(ア) 松山

テーマ等

講演演題：「愛媛における留学生の役割」

分科会テーマ：「多様な価値観、留学生の未来」

開催日：平成16年12月21日（火）
 会場：放送大学愛媛学習センター
 参加者：外国人留学生、日本人学生、大学関係者等 計80名

(イ) 神戸

テーマ等

講演演題：「日本の知的国際貢献」

分科会テーマ：「日本の大学は魅力的か」「留学の目的と意義」「人的ネットワークは創れるか」

開催日：平成17年3月7日（月）

会場：兵庫国際交流会館

参加者：外国人留学生、日本人学生、大学関係者等 計50名

エ 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

(ア) 史跡見学会

外国人留学生に対し、日本事情や日本文化等に対する理解を深める機会を与えることにより、我が国と諸外国との相互理解及び友好親善の増進を図ることを目的に、春（6月）と秋（10月）の2回、史跡等見学旅行を財団法人母と学生の会との共催で企画、実施した。

(イ) 地元企業見学会

各支部において、我が国の産業、文化に対する外国人留学生の理解を深めるために、地元企業や文化施設等の見学会を次のとおり実施した。

実施支部	期 日	見 学 先
札幌支部	平成16年 10月 23日	北海道開拓記念館 等
仙台支部	平成16年 10月 22日	日産自動車いわき工場 等
東京支部	平成17年 3月 3日	小澤酒造、吉野梅郷 等
金沢支部	平成16年 6月 30日	北陸電力七尾太田火力発電所 等
名古屋支部	平成16年 11月 5日	トヨタ自動車本社工場 等
京都支部	平成16年 11月 19日	松下電器技術館 等
大阪支部	平成16年 11月 24日	三洋電機大東事業所工場 等
神戸支部	平成16年 11月 27日	三田市立ガラス工芸館 等
広島支部	平成16年 9月 4日	鞆の浦 水産加工 等
松山支部	平成16年 10月 30日	万田発酵、柑橘共同選果場 等
福岡支部	平成16年 11月 9日	トヨタ自動車九州 等
大分支部	平成16年 11月 20日	湯布院・民芸村 等

(ウ) 家主と留学生との交流会

外国人留学生の宿舎に関して、留学生と家主との相互交流を深めるために交流会を次のとおり開催した。

実施支部	期 日	開 催 場 所
札幌支部	平成16年 12月 10日	札幌留学生交流センター
仙台支部	平成16年 12月 3日	仙台第一国際交流会館
金沢支部	平成16年 12月 9日	金沢国際交流会館
京都支部	平成17年 2月 6日	京都市国際交流会館
大阪支部	平成16年 11月 30日	大阪大学医学部A講堂
神戸支部	平成16年 9月 14日	兵庫国際交流会館
広島支部	平成17年 1月 22日	広島市留学生会館
松山支部	平成17年 2月 10日	愛媛大学学生会館

(注) 大阪支部では「留学生宿舎に関する意見交換会」として実施した。

(エ) 雇用主と留学生との交流会

留学生のアルバイトに関して、外国人留学生と雇用主との相互交流を深めるために交流会を次のとおり開催した。

実施支部	期 日	開 催 場 所
大阪支部	平成16年 11月 30日	大阪大学医学部A講堂
神戸支部	平成16年 6月 23日	兵庫国際交流会館
広島支部	平成17年 1月 22日	広島市留学生会館

(注) 大阪支部では「留学生雇用のアルバイト・就労に伴う問題点とその対処にかかるセミナー」として実施した。

オ 留学生地域交流事業（財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

日本の諸地域における外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進にかかる事業を実施した。

(ア) 留学生事業部実施事業

国際シンポジウム「『グローバル』をめざした留学生と地域との交流」

実施日：平成17年3月10日（木）

会 場：東京国際交流館

国際教育交流研修会

実施日及び会場

平成17年3月8日（火）兵庫国際交流会館

平成17年3月10日（金）東京国際交流館

JASSO - JAFSA トップセミナー

実施日：平成17年3月12日（土）～3月13日（日）

場 所：河口湖

(イ) モデル事業

仙台支部：「地域の個性化とまちづくり」

自転車を訪ねる仙台・松島 - 異文化を通じた「まち」新発見と情報発信

京都支部：「伝統文化の継承と創造」

留学生と子供たちによる異文化交流を通じた宝さがし

- 大分支部：「留学生による異文化理解教室の創造と充実」
- ・ 留学生講師紹介事業
 - ・ 「大分しんけん会議」（学生交流会議）の開催

(ウ) 各支部における事業

- 札幌支部：「留学生ふれあいトーク」異文化・多文化コミュニケーションin
北海道（日高町、平取町でのアイヌ文化体験等交流会）
- 東京支部：「東京インターカルチャー本線」等
（「文化の駅」、「伝統ニッポン」、「富士登山」）
- 金沢支部：外国語でふれる「世界の文化・日本の文化」
（外国人留学生講師による語学講座の実施等）
- 名古屋支部：児童養護施設における児童とのこころの交流と思い出づくり
（児童養護施設の子供と外国人留学生との交流事業）
- 大阪支部：「山紫水明の地」での異文化交流
（「国立曽爾少年自然の家」での地元小学生との交流会）
- 神戸支部：「袖摺りあうも地域（多生）の縁 ～留学生は地域の一員～」
（「バスガイドは留学生」、「留学生との交流広場」）
- 広島支部：外国人留学生とともに学ぶ「ひろしま市民教室」
（「『ひろしま』について共に学ぶ」をテーマとしたイベント）
- 松山支部：留学生ふれあい隊 の創設
（外国人留学生の福祉施設への派遣）
- 福岡支部：World ふれあいグラウンド in ふくおか
（「X'mas party in 東区」、「福岡県留学生文化ショー」）

帰国外国人留学生に対するフォローアップ

ア 帰国外国人留学生短期研究制度の実施

開発途上国から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する帰国外国人留学生短期研究制度を実施した。

平成16事業年度は、14の国・地域57人に対して、往復渡航旅費、大学配置旅費、滞在費（1日当たり9,800円）、国内研究旅費（43,000円）の支給を行った。

イ 帰国外国人留学生研究指導事業の実施

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する帰国外国人留学生研究指導事業を実施した。

平成16事業年度は、8件採用し、10名の元指導教員を6の国・地域へ派遣し、往復旅費、研究指導経費（上限83,000円）、器材購入費（上限450,000円）の支給を行った。

ウ 専門資料の送付

外国人留学生在我が国の大学院を修了又は留学期間を満了して帰国後、教育・研究等の職に就いている者に対し、専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料（学会誌、研究紀要等）を当該帰国外国人留学生の希望に添って無料送付を行った。

平成16事業年度は、20の国・地域の帰国外国人留学生延べ251人に対して資料送付を行った。

エ 帰国外国人留学生データの登録

我が国の高等教育機関に留学し帰国した者について、大学等から帰国外国人留学生名簿の提供を受け、データの登録を行った。

留学情報の提供等

ア 留学情報の収集・提供

東京及び神戸に留学情報センターを設置し、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、留学関連の印刷物等を作成することにより、留学希望者に対して、電話、手紙、来訪、インターネット等により情報提供及び留学相談を行った。

平成16事業年度における情報提供実績は下表のとおりである。

	日本留学	海外留学		合 計
		大学・語学留学	高校留学	
電話・FAX	5,931人	8,573人	287人	14,791人
手紙等（E-Mailを含む）	4,338人	1,821人	19人	6,178人
来訪・閲覧	3,190人	2,895人	123人	6,208人
留学相談コーナー	-	665人	33人	698人
ホームページアクセス	1,598,278 件			
合 計	13,459人	13,954人	462人	27,875人

イ 日本留学フェア（海外）の実施

我が国の大学、日本語教育機関等の最新で正確な情報を提供するとともに、日本の留学事情について説明し、日本留学への関心を高めることを目的として、海外において、現地の高校生、大学生、進学指導担当者等を対象に、日本の大学等や留学関係機関の参加を得て、日本留学説明会（日本留学フェア）を開催した。

その他、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学ミニフェア」を開催した。

また、日本と諸外国との大学間交流協定の締結を促進することを目的とした「大学間交流促進プログラム」を実施した。

平成16事業年度の実施状況は下表のとおりである。

開催国	開催地	開催時期	参加大学等数	来場者数	備考
北米	ポルチモア	平成16年 5月	18大学	902人	*
台湾	高雄・台北	平成16年 6月	56大学	2,920人	
韓国	釜山・ソウル	平成16年 9月	73大学	3,891人	
欧州	トリノ	平成16年 9月	13大学	662人	*
中国	青島・上海	平成16年 10月	18大学	2,959人	

モンゴル	ウランバートル	平成16年 10月	-	347人	ミニフェア
タイ	バンコク	平成16年 11月	42大学 2 機関	2,796人	
	チェンマイ	平成16年 11月	15大学	396人	ミニフェア
ベトナム	ハノイ・ホーチミン	平成16年 11月	29大学 7 機関	1,924人	
マレーシア	クアラルンプール	平成16年 12月	29大学 5 機関	6,198人	
インド	ニューデリー	平成17年 2月	-	41人	ミニフェア
ミャンマー	ヤンゴン	平成17年 2月	-	546人	ミニフェア
フィリピン	マニラ	平成17年 3月	-	613人	ミニフェア
	シンガポール	平成17年 3月	-	149人	ミニフェア

(注) 備考欄の「*」は大学間交流促進プログラム

ウ 外国人学生のための進学説明会（国内）の実施

各大学等の協力を得て、日本の大学等に入学を希望する在日外国人学生に対して、的確に大学等を選択し、効果的に入学準備を進められるための進学指導を行うことを目的とした進学説明会を、東京及び大阪において実施した。

この他に、平成16事業年度は、同説明会の小規模版のミニ進学説明会を東京及び神戸で実施した。

開催月日	会場	参加大学数	来場者数
平成16年 8月29日（日）	マイドームおおさか展示ホール	116大学	1,307人
平成16年 9月 5日（日）	池袋サンプラザ文化会館展示ホール	180大学	3,967人

エ アジア地域留学促進事業の実施

我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的として、事業の実施拠点としてアジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に事務所を設置し、日本留学の情報の発信・相談、留学情報の収集その他機構が海外に展開する事業を行った。また、アジア地域の大学図書館等に日本留学関連の資料を送付し、日本留学促進資料の公開拠点（16の国・地域、51か所）として公開している。

オ 海外留学説明会（国内）の実施

海外への留学を希望する日本人学生等が効果的に留学準備をすすめられるように、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等についての正確な情報を提供する説明会（海外留学フェア）を東京及び神戸において実施した。また、この他に、同フェアの小規模セミナーの説明会を東京及び神戸で年18回実施した。

開催月日	会場	対象国・地域	来場者数
平成16年 6月12日（土）	東京国際交流館 プラザ平成	アジア・北アフリカ・北米・ラテンアメリカ・欧州	581人
平成16年 6月 5日（土）	兵庫国際交流会館 多目的ホール	英語圏	124人
平成16年 6月26日（土）		アジア・欧州・ラテンアメリカ	103人

カ 外国政府等による奨学金留学生の募集・選考の協力

外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口として、募集・選考業務の協力を行った。

平成16事業年度は、29の国・地域について31回の募集等に協力した。

日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施した。

ア 学生受入実績

各コースの平成16事業年度の受入実績は次のとおりである。多様な学生を広く受け入れるために、入学審査において、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入等に配慮した。

	課 程		定 員	受入実績	教 育 内 容
東京	1年コース	進学課程	180人	175人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等進学課程			日本語、日本事情
	当年1年半コース	進学課程	100人	105人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等進学課程			日本語、日本事情
	前年1年半コース	進学課程	100人	96人	日本語、日本事情、基礎教科
大学院等進学課程		日本語、日本事情			
合 計		380人	376人		
大阪	1年コース	本 科	120人	102人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	110人	96人	日本語
	当年1年半コース	本 科	45人	43人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	81人	日本語
	前年1年半コース	本 科	45人	45人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	58人	日本語
	合 計		420人	425人	

イ 進学状況

東京においては、平成16事業年度の修了者264人のうち228人（大学院30人、大学99人、短期大学1人、専修学校等19人、高等専門学校79人）が進学した。

大阪においては、進学課程である本科修了者145人のうち136人（大学院3人、大学68人、短期大学2人、専修学校等63人）が進学した。また、専科修了者の中からも108人（大学院28人、大学56人、短期大学2人、専修学校等22人）が進学した。

ウ 教材の開発

大学院進学者のための教材並びに非漢字圏からの留学生のための中級教材の開発を行った。

エ 進学指導

学生に対する個人面接指導のほか、大学訪問、大学説明会、大学院進学説明会等を行った。

オ 海外の留学予備教育機関への連携、指導、協力

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教師の研修を行った。

また、外国の教育機関や国際交流団体等の要請により、日本語教師4人を海外に派遣した。

カ 日本理解の促進

在校生の日本理解を促進するため、国際理解教育授業への参加、日本人各層との交流会の実施、ホームステイ等への参加の推進等を行った。

(3) 学生生活支援事業

研修事業

大学等の学生支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を全国又は地域ごとに、別表6のとおり実施した。

学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業

ア 出版物の発行

(ア) 「大学と学生」

学生生活支援等について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、学生生活支援の現状や課題、高等教育に関する最新の動向などを特集して、月刊「大学と学生」を発行した。

(イ) 「外国人留学生のための就職情報」

日本留学後に日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識等を提供するため、「外国人留学生のための就職情報」を発行し、大学や関係機関等に配付するとともに、掲載内容の一部をホームページにおいて提供した。

イ 学生支援情報データベース構築のための調査研究

学生支援に関する有益な情報を効率的・効果的に収集・提供するため、学生支援情報データベースの構築に向け、大学等へのアンケート調査やデータベース事業先行機関へのヒアリング調査を踏まえ、構築計画として「学生支援情報データベース(仮称)システム概要」を作成し、機構内の他部署と連携してシステム構築のための準備を進めた。

ウ 学生ボランティア活動支援事業

(ア) 大学等における学生ボランティア活動の充実に資するため、「ボランティア情報等の収集・提供の体制等に関する調査」を平成16年10月に行い、調査結果を報告書としてまとめ、大学等に配付した。

(イ) 大学等やボランティア関係団体との連携を図り、学生等にボランティア活動のきっかけを与えることを目的として、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を支部において、別表7のとおり実施した。

(ウ) 大学等とボランティア関係団体間の連携・協力をさらに推進するため、「学生ボラン

ティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を平成16年12月17日（金）に実施した。

エ 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実を図ることを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、「全国就職指導ガイダンス」を平成16年6月21日（月）（東京）と平成16年11月25日（木）（神戸）に開催した。

オ コンソーシアムへの協力

各地域における学生支援活動、特に、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生生活支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行うこととしており、平成16事業年度については、新たに設立の動きのあった学生生活支援を主たる目的とする「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいた」に対して、それぞれの支部において必要な協力を行った。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配布

文部科学省及びJRと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配布した。

また、平成17事業年度における各大学等の学割証発行希望枚数の取りまとめについては、電子媒体を活用するなど業務の改善を行い、円滑に実施した。

なお、平成16事業年度の学割証用紙の発送枚数は524万4千枚（追加発送分を含む。）であった。

学籍簿管理に関する調査研究

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理について、関係機関と連携・協議しながら、実態調査をはじめとする各種調査を実施するとともに、外部の有識者による研究協力者会議を設置した。

心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究

心身に障害のある者について、高等教育への進学などに対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、大学等の現場におけるニーズ実態調査を実施した。また、関係機関や外部の有識者による研究協力者会議を設置し、専門的な見地からの検討を行い、広く新分野のニーズの発掘及び今後、機構で進める事業の方向性などについて調査研究を行った。

2. 借入金の状況（別表8「1 借入金」）

（1）一般会計からの借入金

無利子貸与事業については、国の一般会計からの借入金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成16事業年度は、一般会計から1,012億8,418万円の借入を行った。この結果、平成16

事業年度末の借入金残高は2兆780億2,895万円(借入総額2兆5,739億3,636万円、償還免除総額4,959億741万円)となり、対前年度比288億7,183万円の増となった。なお、償還免除総額は、独立行政法人日本学生支援機構法附則第11条の規定に基づく償還免除額641億3,554万円を含んでいる。

(2) 財政融資資金からの借入金

有利子貸与事業については、財政融資資金からの借入金、財投機関債(「日本学生支援債券」)発行により調達した資金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。平成16事業年度は、財政融資資金から3,067億円の借入を行った。

この結果、平成16事業年度末の借入金残高は1兆5,079億6,200万円(借入総額1兆8,162億1,800万円、償還額3,082億5,600万円)となり、対前年度比2,633億9,400万円の増となった。

(3) 日本学生支援債券による資金調達

平成16事業年度においては、平成16年7月5日に300億円、平成16年11月5日に300億円、平成17年2月4日に160億円、計760億円の日本学生支援債券を発行し、調達した資金はそれぞれ7月分と11月分及び2月分の奨学金交付の原資として充当した。

(4) 民間からの借入金

新しい情報総合管理システム(イクシス)を構築するため、平成11事業年度から平成13事業年度までの3カ年民間資金の借入れを行った。平成16事業年度末の借入金残高は8億1,963万円(借入総額13億4,375万円、償還額5億2,412万円)で、平成15事業年度末の借入金残高に比し1億3,437万円の減となった。

3. 運営費交付金の状況(別表8「2 運営費交付金」)

日本学生支援機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成16事業年度は、国の一般会計から230億613万円の運営費交付金を受けた。

4. 国庫補助金等の状況(別表8「3 国庫補助金等」)

(1) 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種学資金に係る債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成16事業年度は、国の一般会計から10億5,100万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けた。

(2) 利子補給金

財政融資資金の借入及び日本学生支援債券に係る利子支払いのため、平成16事業年度は、国の一般会計から97億3,680万円の育英資金利子補給金の交付を受けた。これは平成15事業年度の交付額に比し1,011万円の増(0.10%)となっている。

学 種 別 奨 学 金 貸 与 状 況

別表 1

区 分	平成 14 事 業 年 度			平成 15 事 業 年 度			平成 16 事 業 年 度		
	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額	貸与人員	うち新規貸与人員	貸与金額
	人	人	百万円	人	人	百万円	人	人	百万円
第一種奨学金	384,527	121,178	221,509	411,339	171,305	238,604	418,465	149,223	248,757
高等 学 校	105,953	40,756	28,074	105,432	42,925	28,590	103,477	40,083	28,175
大 学	206,998	50,109	123,295	226,382	87,729	133,742	228,848	70,066	138,328
大 学 院	52,448	22,451	60,383	55,455	28,208	63,799	59,096	27,548	67,601
高等専門学校	6,247	1,579	2,346	6,349	1,678	2,435	6,344	1,641	2,441
専 修 学 校	12,881	6,283	7,410	17,721	10,765	10,037	20,700	9,885	12,212
第二種奨学金	407,893	156,587	301,003	452,342	167,910	344,066	512,727	201,940	411,170
大 学	328,889	117,269	236,229	363,683	123,080	270,156	407,472	146,590	318,184
大 学 院	21,914	11,720	20,563	20,776	9,692	19,801	21,082	11,835	21,658
高等専門学校	185	110	124	217	142	150	261	170	189
専 修 学 校	56,905	27,488	44,087	67,666	34,996	53,958	83,912	43,345	71,139
合 計	792,420	277,765	522,512	863,681	339,215	582,670	931,192	351,163	659,928

- (注) 1 ()内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。
 2 入学時特別増額の貸与人員および貸与月額、実績において内数として計上されている。
 3 海外留学奨学金にかかる貸与人員及び貸与金額については、実績において内数として計上されている。
 4 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

奨学金の貸与月額

別表 2

第一種奨学金

	平成 14 事業年度		平成 15 事業年度		平成 16 事業年度	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高等学校	円	円	円	円		
国公立	18,000	23,000	18,000	23,000	} 平成15事業年度と同額	
私立	30,000	35,000	30,000	35,000		
大学						
国公立	42,000	48,000	44,000	50,000		
私立大	51,000	61,000	53,000	63,000		
私立短大	50,000	57,000	52,000	59,000		
通信教育	(一面接期間)	85,000	(一面接期間)	87,000		
大学院						
修士課程	85,000		87,000			
博士課程	119,000		121,000			
高等専門学校						
国公立	21,000	22,500	21,000	22,500		
私立	32,000	35,000	32,000	35,000		
専修学校						
高等課程						
国公立	18,000	23,000	18,000	23,000		
私立	30,000	35,000	30,000	35,000		
専門課程						
国公立	42,000	48,000	44,000	50,000		
私立	50,000	57,000	52,000	59,000		

第二種奨学金

	平成 14 事業年度	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度
	自宅・自宅外共	自宅・自宅外共	自宅・自宅外共
大学・短大	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択	} 平成14事業年度と同額	} 平成15事業年度と同額
大学院 修士課程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択		
大学院 博士課程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択		
高等専門学校 (4・5年生)	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		
専修学校 専門課程	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		

(注) 専門職大学院については、大学院修士課程に含むこととする。

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 14 事業年度	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度
医・歯学系	40,000円	平成14事業年度と同額	平成15事業年度と同額
薬・獣医学系	20,000円		

なお、第二種奨学金の法科大学院については、奨学生の希望により上記の最高金額(13万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 16 事業年度
法科大学院	40,000円または 70,000円

また、大学・短大・大学院・専修学校(専門課程)の第1学年において、希望に応じ入学月の基本月額に下記の定額を増額して貸与を受けることができる(ただし、第二種奨学金の年度当初(4月)からの貸与希望者で、奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円(大学院については120万円)以下となる者、又は国民生活金融公庫の教育ローンを利用できなかった旨の申告書を提出した者に限る)。

	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度
入学時特別増額貸与奨学金	300,000円	平成15事業年度と同額

奨 学 生 の 補 導 状 況

別表3

(単位:人)

区 分	平成 14 事 業 年 度							平成 15 事 業 年 度							平成 16 事 業 年 度						
	審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	377,216	840	3,445	1,811	7,558	13,654	3.6%	393,262	726	2,615	1,708	6,711	11,760	3.0%	404,426	695	2,575	1,713	6,187	11,170	2.8%
高等学校	101,672	72	290		2,141	2,503	2.5%	104,149	86	209		1,854	2,149	2.1%	102,242	109	269		1,838	2,216	2.2%
大 学	205,993	739	2,970	1,583	4,856	10,148	4.9%	215,784	618	2,233	1,421	3,956	8,228	3.8%	221,286	541	2,099	1,739	3,194	7,213	3.3%
大 学 院	50,846	3	34	20	56	113	0.2%	50,986	2	12	13	98	125	0.2%	54,788	10	7	6	58	81	0.1%
高等専門学校	6,245	10	99	145	382	636	10.2%	6,277	6	100	207	480	793	12.6%	6,274	8	99	208	464	779	12.4%
専 修 学 校	12,460	16	52	63	123	254	2.0%	16,066	14	61	67	323	465	2.9%	19,836	27	101	120	633	881	4.4%
第二種奨学生	382,103	1,226	5,068	4,859	9,428	20,581	5.4%	426,294	1,480	5,451	5,376	11,635	23,942	5.6%	498,650	1,720	5,909	6,528	13,875	28,032	5.6%
大 学	311,273	1,128	4,657	4,409	8,704	18,898	6.1%	347,569	1,397	5,063	4,779	10,065	21,304	6.1%	399,401	1,549	5,298	5,701	10,676	23,224	5.8%
大 学 院	19,788	3	22	9	37	71	0.4%	19,395	6	6	25	59	96	0.5%	22,011	2	4	18	41	65	0.3%
高等専門学校	159	0	0	4	23	27	17.0%	185	0	1	4	7	12	6.5%	249	1	1	10	13	25	10.0%
専 修 学 校	50,883	95	389	437	664	1,585	3.1%	59,145	77	381	568	1,504	2,530	4.3%	76,989	168	606	799	3,145	4,718	6.1%
合 計	759,319	2,066	8,513	6,670	16,986	34,235	4.5%	819,556	2,206	8,066	7,084	18,346	35,702	4.4%	903,076	2,415	8,484	8,241	20,062	39,202	4.3%

(注) 1. 「廃止」には奨学金継続願の未提出によるものを含まない。
 2. 「停止」には、停止期間延長者を含む。
 3. 「警告」は、高等学校・専修学校(高等課程)については行っていない。

返還金の回収状況等

別表 4-1

1 返還及び貸与債権の状況

(1) 返還の状況

区 分	平成 14 事業 年 度						平成 1 5 事業 年 度						平成 1 6 事業 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要 返 還 (期日到来分のみ)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,090	1,440	384	418	1,474	1,858	1,125	1,517	470	532	1,595	2,048	1,158	1,639	574	658	1,732	2,297
うち返還	(85.4)	(76.5)	(89.1)	(85.9)	(86.4)	(78.6)	(85.1)	(75.8)	(88.6)	(86.2)	(86.1)	(78.5)	(84.5)	(75.1)	(87.8)	(85.0)	(85.6)	(77.9)
	931	1,101	342	359	1,273	1,460	957	1,150	417	458	1,374	1,608	979	1,231	504	559	1,483	1,790
うち未返還	(14.6)	(23.5)	(10.9)	(14.1)	(13.6)	(21.4)	(14.9)	(24.2)	(11.4)	(13.8)	(13.9)	(21.5)	(15.5)	(24.9)	(12.2)	(15.0)	(14.4)	(22.1)
	159	339	42	59	201	398	168	367	54	74	222	440	179	408	70	99	249	507
繰上返還額		263		260		523		277		300		577		300		248		548

- (注)1. 上段()内は、「要返還」に対する割合(単位:%)である。
 2. 人員は、実人員である。
 3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平成 14 事業 年 度						平成 15 事業 年 度						平成 1 6 事業 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸 与 残 高 (人員は、延人員)	1,768	19,275	798	10,982	2,566	30,257	1,848	20,151	955	13,661	2,803	33,812	1,898	21,034	1,134	16,962	3,033	37,997
返還を要する債権 (期日未到来分を含む) (人員は、実人員)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,165	12,134	406	5,206	1,571	17,340	1,201	12,873	498	6,921	1,700	19,794	1,235	13,521	613	9,047	1,848	22,568
延滞債権 (人員は、実人員)	(13.6)	(10.8)	(10.3)	(10.6)	(12.8)	(10.8)	(14.0)	(11.2)	(10.8)	(11.2)	(13.0)	(11.2)	(14.5)	(11.5)	(11.4)	(12.0)	(13.5)	(11.7)
	159	1,311	42	554	201	1,865	168	1,436	54	773	222	2,209	179	1,561	70	1,083	249	2,644
うち3か月以上の延滞債権	(11.2)	(8.3)	(6.9)	(6.8)	(10.1)	(7.9)	(11.3)	(8.4)	(6.9)	(7.0)	(10.0)	(7.9)	(11.4)	(8.4)	(6.9)	(7.1)	(9.9)	(7.9)
	131	1,007	28	356	159	1,363	136	1,083	34	481	170	1,564	141	1,141	42	646	183	1,787
うち6か月以上の延滞債権	(8.6)	(5.9)	(3.9)	(3.9)	(7.4)	(5.3)	(8.7)	(6.0)	(4.1)	(3.9)	(7.3)	(5.2)	(9.2)	(6.4)	(4.5)	(4.5)	(7.6)	(5.6)
	100	710	16	202	116	912	104	769	20	267	125	1,036	113	864	28	405	141	1,269

- (注)1. 「延滞債権」とは、翌事業年度4月1日現在で1日以上延滞の状況にある者の総数及び全残存債権の総額であり、上段()内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。
 2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

別表 4-2

2 リレー口座加入状況

区 分		平成15年3月末現在	平成16年3月末現在	平成17年3月末現在
返 還 者 体	加入対象者数 (A)	1,316 千人	1,425 千人	1,779 千人
	加 入 者 数 (B)	925 千人	1,072 千人	1,385 千人
	加 入 率 (B / A)	70.3 %	75.2 %	77.9 %
新 規 加 入 者 生	卒 業 生 数	207 千人 (平成14年3月卒業)	228 千人 (平成15年3月卒業)	240 千人 (平成16年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	141 千人	157 千人	170 千人
	加 入 者 数 (B)	132 千人	144 千人	160 千人
	加 入 率 (B / A)	93.7 %	91.9 %	94.5 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

3 学種別延滞率(人員)

区 分	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在	平成17年3月末現在
	%	%	%
第 一 種 奨 学 金	14.4	14.7	15.2
高 等 学 校	24.2	25.2	26.2
大 学	10.9	11.0	11.3
大 学 院	6.7	6.9	7.2
高 等 専 門 学 校	11.9	12.0	11.8
専 修 学 校	16.7	16.6	16.9
第 二 種 奨 学 金	10.9	11.4	12.2
高 等 専 門 学 校	8.7	6.4	6.5
大 学	10.7	11.1	11.9
大 学 院	7.1	7.0	7.2
専 修 学 校	15.0	15.1	15.6
計	13.5	13.8	14.3

(注) 延滞率 = $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100(\%)$ で延人員に
対するものである。

奨 学 金 返 還 免 除 額 別 表 5

区 分	平 成 14 事 業 年 度				平 成 15 事 業 年 度				平 成 16 事 業 年 度			
	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計
第 一 種 奨 学 金	711	4,435	12,397	17,543	670	3,527	7,683	11,880	620	3,366	3,874	7,860
	714	7,334	3,350	11,398	652	5,932	1,693	8,277	661	5,697	897	7,255
高 等 学 校	197	-	4,377	4,574	190	-	3,731	3,921	156	-	1,712	1,868
	73	-	225	298	69	-	195	264	58	-	91	149
大 学	358	2,012	7,898	10,268	332	1,230	3,869	5,431	318	993	2,100	3,411
	387	2,239	3,103	5,729	361	1,175	1,482	3,018	357	915	795	2,066
大 学 院	140	2,416	-	2,556	121	2,291	-	2,412	127	2,368	-	2,495
	245	5,092	-	5,336	205	4,753	-	4,958	231	4,779	-	5,010
高 等 専 門 学 校	8	7	122	137	5	6	83	94	10	5	62	77
	4	3	22	30	4	4	16	24	11	3	12	26
専 修 学 校	8	-	-	8	22	-	-	22	9	-	-	9
	6	-	-	6	13	-	-	13	5	-	-	5
旧 制 学 校	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
第 二 種 奨 学 金	206	-	-	206	242	-	-	242	239	-	-	239
	259	-	-	259	339	-	-	339	365	-	-	365
大 学	173	-	-	173	203	-	-	203	189	-	-	189
	220	-	-	220	285	-	-	285	294	-	-	294
大 学 院	16	-	-	16	18	-	-	18	22	-	-	22
	20	-	-	20	29	-	-	29	34	-	-	34
専 修 学 校	17	-	-	17	21	-	-	21	28	-	-	28
	20	-	-	20	25	-	-	25	36	-	-	36
合 計	917	4,435	12,397	17,749	912	3,527	7,683	12,122	859	3,366	3,874	8,099
	973	7,334	3,350	11,657	991	5,932	1,693	8,616	1,025	5,697	897	7,619

(注)1 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。

2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

学 生 生 活 部 実 施 研 修

別表6

研修会名	実施時期	参加者	対 象 者
1 学生指導関連の研修会			
全国学生指導研究集会	10月20日～22日	394名	国公立大学等において、学生指導関係の業務又は研究に従事している教職員（教員は経験年数が約1年以上、事務職員は係長以上とし、課長以上は1年、係長以上は3年以上の経験を有する者）
学生指導担当職員研修 （厚生補導研究協議会）	9月29日～10月1日	66名	国公立大学等における新任の学生関係部長相当職及び課長相当職にある者
学生指導担当職員研修 （厚生補導事務研修会）	11月8日～10日	121名	国公立大学等の厚生補導・学生指導担当の課長補佐相当の職にある者又は係長相当職、主任相当職にある者
地区学生指導職員研究集会			
北海道	8月25日～27日	38名	国公立大学等で学生指導業務に従事する係長（主任）または中堅職員（原則として学生指導業務の経験年数が2年以上の者）
東北	8月25日～27日	49名	
東京・関東甲信越	6月29日～7月2日	58名	
東海・北陸	7月20日～23日	68名	
近畿	8月16日～19日	79名	
中国・四国	8月25日～27日	93名	
九州	8月24日～27日	47名	
2 学生相談関連の研修会			
大学外研究協議会（全国）	9月15日～16日	281名	国立大学の学生担当副学長、学生関係部課長、学生支援担当専門員、国立高等専門学校の学生支援を統括する立場の教職員
全国大学保健管理研究集会	10月6日～7日	763名	国公立大学等における保健管理業務の担当者及び研究者
全国大学大学外研究協議会	11月18日～19日	95名	国公立大学等で保健管理業務に従事する精神科医・カウンセラー等
全国学生相談研究会議	1月19日～21日	86名	国公立大学等の学生相談に従事する教職員
大学外研究協議会（地区）	今年度は未実施	（全国大会の開催がない年に開催）	
3 就職指導関連の研修会			
地区就職指導職員研修会			主として国立大学等において、就職指導を担当する職員
北海道	10月7日～8日	17名	
東北	10月7日～8日	14名	
関東・甲信越	9月2日～3日	22名	
東海・北陸	9月16日～17日	31名	
中国・四国	9月9日～10日	24名	
九州	8月26日～27日	18名	
4 修学指導関連の研修会			
教務事務研修会	10月27日～29日	79名	国立大学の教務事務担当職員のうち教務事務経験が2年以上の者
5 留学生交流関連の研修会			
留学生交流研究協議会			国公立大学等・準備教育機関の留学生交流関係教員、幹部事務職員及び関係省庁及び関係機関等担当職員
北海道・東北・関東地区	6月17日～18日	352名	
中部・近畿地区	6月24日～25日	291名	
中国・四国・九州地区	6月10日～11日	195名	
留学生担当職員研修会	10月27日～29日	215名	国公立大学等・準備教育機関及び留学生関係団体職員で、原則として、留学生担当業務経験年数が2年以下の者

支部別 体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況

区分 支部	実施日	場所	主な内容	参加者数
東京	H16.12.3(金) ～12.4(土) (1泊2日)	知的障害者更生施設 「日の出太陽の家」	- きてみて感じて日の出太陽の家 - 講演「知的障害者の実態について」 「施設現場からの希望」及び障害者と 共同での作業・レクリエーションを体験	24名(体験) 24名(セミナー)
札幌	H16.9.29(水)	澄川都市環境緑地	- 育林施設の清掃作業 - 都市環境緑地の清掃作業及び育林施設 の切り抜き作業を体験	16名
仙台	H16.11.13(土) ～11.14(日) (1泊2日)	山形山ホーテロ村 (山形県寒河江市)、 山形大学蔵王山寮 (山形県山形市)	- 農園に手伝いに行こう！ - 基調講演「ボランティアのすすめ～感 動、創ろう！農業体験」、及び山形県 の農園の収穫ボランティア体験	27名(体験) 27名(セミナー)
金沢	H16.11.24(水)	浅野川、東部クリー ンセンター、東部リ サイクルプラザ、戸 室新保埋立場	- 川を美しくしよう - 浅野川の清掃及び一般廃棄物処理場を 見学	29名
名古屋	H16.11.14(日)	星が丘ボウル	- スペシャルオリンピック活動と歩む 知的発達障害者との交流の輪 - 講演「スペシャルオリンピックの願い とその活動」及び知的発達障害者との スポーツプログラム	23名(体験) 23名(セミナー)
京都	H16.11.27(土)	滋賀県甲賀市信楽町	- そば収穫ボランティア - そば収穫イベントに参加し、障害者や 高齢者ととともにそばの収穫を体験	17名
	H16.11.12(金)	ひと・まち交流館 京都	- 「わたしの手足となる良きパート ナー 介助犬を覚えてね」 - 介助犬のトレーナー及び介助を得なが ら生活している大学生による講演、介 助犬の実演	38名
大阪	H17.2.19(土) H17.3.19(土)	甲山森林公園 関西学院大学上 ヶ原キャンパス	- 子供と一緒に遊びませんか - 学生ボランティア団体と共同で子供と 遊ぶイベントに参加	4名 12名
	H17.2.10(木)	大阪NPOプラザ	- 自分探しの旅へ出かけませんか - 基調講演「初めてのボランティア」及 びワークショップ、学生ボランティア 団体の実例報告等	25名
神戸	H17.1.17(月)	神戸市中央区脇浜な ぎさ公園	1.17 ひょうごメモリアルウォーク 2005 阪神大震災10周年にあたって開 催されるメモリアルウォークのスタッ フ体験	17名
広島	H16.11.28(日)	武田山「銀山城址・ 馬返し」周辺	- 馬返し周辺の景観整備 - プロジェクト武田山との共同で銀山城 跡周辺の雑木・竹林の徐伐	20名
松山	H16.10.13(水) H16.12.12(日)	愛媛県身体障害 者福祉センターグラ ウンド 松山市総合福祉 センター	- 始めようボランティア...大学の枠を 超えたボランティアグループの育成 - 障害者ふれあいスポーツ大会に参加 ふれあいの祭典に参加	23名 17名
福岡	H16.12.26(日)	警固公園(天神)	- 消しゴム隊 - 福岡市内の公共物や民間施設などに書 かれた落書きを消去するボランティア 活動	26名
大分	H16.11.7(日)	大分県大分郡庄内町	- 黒岳・男池清掃ボランティア - 大分川流域ヘルシー観光事業連盟及び 庄内町と共同で清掃登山を体験	28名
合 計				420名

借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況 (実績)

別表8

1 借入金

(1) 政府借入金及び償還免除額(無利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
政府借入金	95,094	95,027	101,284	6,257
償還免除額	14,370	11,398	8,277	3,121
機構移行に伴う償還免除額	-	-	64,136	-
借入残高	1,965,528	2,049,157	2,078,028	28,871

(2) 財政融資資金借入金及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
財政融資資金借入金	227,800	227,600	306,700	79,100
償還額	36,506	36,626	43,306	6,680
借入残高	1,053,594	1,244,568	1,507,962	263,394

(3) 日本学生支援債券及び償還金(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
日本学生支援債券	56,000	61,000	76,000	15,000
償還額	-	-	-	-
借入残高	66,000	127,000	203,000	76,000

(4) 民間からの借入金及び償還額 (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
借入金	0	0	0	0
償還額	134	134	134	0
借入残高	1,088	954	820	134

2 運営費交付金

(単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
運営費交付金	-	-	23,006	-

3 国庫補助金等

(1) 国庫補助金 (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
国庫補助金	8,938	11,099	1,051	10,048

(2) 利子補給金 (単位:百万円)

区 分	平成14事業年度	平成15事業年度	平成16事業年度	
				対前事業年度比較増減
利子補給金	10,284	9,727	9,737	10

〔参考〕事業資金内訳等の推移（実績）

区 分		平成 14 事業年度	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度
事業費	第一種学資金	百万円 (2.6%) 221,509	百万円 (7.7%) 238,604	百万円 (4.3%) 248,757
	第二種学資金	(19.3%) 301,003	(14.3%) 344,066	(19.5%) 411,170
財源等	一般会計借入金	(9.1%) 95,094	(0.07%) 95,027	(6.6%) 101,284
	財政融資資金借入金	(1.3%) 227,800	(0.09%) 227,600	(34.8%) 306,700
	日本学生支援債券	(460.0%) 56,000	(8.9%) 61,000	(24.6%) 76,000
	貸付回収金	(10.0%) 198,357	(10.2%) 218,537	(7.0%) 233,768
利子補給金		(8.1%) 10,284	(5.4%) 9,727	(0.1%) 9,737
国庫補助金		(0.7%) 8,938	(24.2%) 11,099	(90.5%) 1,051
当期利益金		291	242	1,407
総 資 産		(11.9%) 3,096,775	(10.8%) 3,431,348	(12.5%) 3,859,929

(注). 上段()内は、対前年度比較増 減率である。